



みのる法律事務所便り
第 2 6 3 号
平成 2 4 年 3 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒 021-0853



岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950

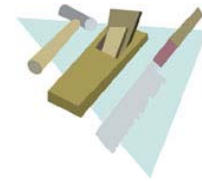


みのる法律事務所

<http://www.minoru-law.com/>

✉ minoru@minoru-law.com

労災保険金の支払いを



1. 国は、「亡太郎（仮名）は、年齢的にも膜下出血の好発年齢であり、さらに亡太郎には、喫煙習慣と定期的な飲酒を行っていたという2つの私的危険因子が存在している。大工の棟梁（現場責任者）として責任ある立場ではあるが、精神的緊張や過重負荷の程度が自然経過を超えて、脳動脈瘤を破裂させうる程度に特に著しかったとは医学的に認めがたい」と主張しています。

これに対し、亡太郎さんの代理人である私は、以下の通り主張しました。

「人間の体は諸々の諸条件が作用して、時には致命的な病状に至る。誰でも、その条件によっては思わぬ重大な結果を引き起こすことがある。亡太郎は、脳動脈瘤破裂、くも膜下出血から死に至ったが、国が主張する通り、年齢的なもの、喫煙習慣や定期的飲酒等の脳動脈瘤破裂、くも膜下出血を発症させる因子があったとしても、それだけでは亡太郎の脳動脈瘤破裂、くも膜下出血には至っていない。即ち、亡太郎に本件労災がなければ、亡太郎の脳動脈瘤破裂、くも膜下出血はあり得なかったと考えられる。

亡太郎には、脳動脈瘤破裂、くも膜下出血の因子が全くなかったわけでは





ないと考えられるが、このような因子は誰でも持っているものであり、労災による精神的緊張や過重負荷が引き金となって、亡太郎の脳動脈瘤破裂、くも膜下出血は発症し、死に至ったものである。

国の主張を認めると、ほとんどの場合は労災と認定されることはなくなってしまう。人間は、微妙なバランスの中で命を長らえているのであり、そのバランスを崩した時、殊にもそれが労働上、精神的緊張や過重負荷の程度が大きかった場合には、労災事故と認定されなければならない」

2. 確かに、亡太郎さんのくも膜下出血の原因には、年齢的なもの、喫煙習慣や定期的飲酒等も一因をなしていることはあり得ると、亡太郎さんの代理人である私も考えないわけではありません。

しかし、亡太郎さんの喫煙習慣は、タール3 mg、ニコチン0.3 mgのマイルドセブンという比較的軽いタバコを一日10本程度喫煙していたのであり、定期的飲酒は、晩酌としてその日によって日本酒ならワンカップ一杯か、ビールなら350 ml一缶というものであり、格別私的危険因子と取り上げるケースとは思料されません。

他方、本件現場における作業内容をつぶさに検討してみますと、そのストレスは著しく大きく、それがきっかけとなって脳動脈瘤破裂、くも膜下出血に至ったと考えるのが自然であると思われるのです。「亡太郎は、精神的緊張や過重負荷の程度が自然経過を超えて、脳動脈瘤を破裂させうる程度に特に著しかったとは医学的に認めがたい」との国の主張は、事実と反するか、或いは評価が不当と言えるのではないかと思います。

3. 本件現場は、施主が工事を監督するために設計士を依頼し、工事を監理させていました。

亡太郎さんは、これまで約35年も木造家屋の棟梁を経験してきましたが、設計士から監督を受けながら工事をするなどということは、全く経験したことのないことでした。それだけでも、未経験ゾーンに入り込み、亡太郎さんは、極度にストレスを感じていたものと思います。これまで、棟梁として他から監督を受けることなく、自らの思いで仕事を成し遂げてきたのに、上に監督者がついて、あれこれ指示をされて仕事をするのは、亡太郎さんにとっては、耐え難いストレスとなったのではないのでしょうか。その上、亡太郎さんは、その設計士から、こと細かくクレームを付けられ苦慮していました。これまで使ったことのない材料の使用を求められ、その使い方もわからず、大工の棟梁としてのプライドも傷付けられ、著しいストレスを感じていたようです。さらに、度重なる施主からの手直し要求によって、請負金額を倍近く超える作業を求められていたのです。

4. そのような工事現場の棟梁としてストレスが蓄積していた亡太郎さんは、亡太郎さんが倒れた平成20年（2008年）5月24日、午後1時頃から午後6時30分頃まで休憩を取らずに設計士らと打合せをしていました。亡太郎さんの雇主は、当日の様子等を次のように供述しています。

「当時の現場は既に仕上げの段階でしたので、細部をつめる作業の厳しい打合せでした。・・・工期が大幅に遅れていることもありましたので、その内容としては、厳しいものを感じていました。」



その日の太郎さんの打合せ中の様子は、最初のうちは普通でしたが、午後3時頃から4時頃にかけて口数が少なくなり、徐々に冴えない表情になっていきました。太郎さんは、風邪を引いたという話をしており、2、3日前から咳をしていました。その日は土曜日でしたので、本来なら仕事は休みでしたが、工事を急いでいたこともあり、設計士も打合せをするにはこの日が都合が良いと言われましたので、太郎さんには午前は休みで、午後から出勤をしてもらいました。・・・太郎さんは、もともと我慢強い人でしたので、自分が具合の悪いことを口に出して他の人に言うようなことはありませんでしたが、外部の業者の設計士との打合せということもあり、そのような状態になっても、我慢して打合せを続けていたのではないかと思います。私が今になって思うことは、太郎さんが倒れてしまったあの日は、長時間にわたり、休憩も取らずに打合せをするべきではなかったと考えていますし、今までお話してきたような大きな精神的負担があったからこそ、仕事の原因で太郎さんは、亡くなってしまったのだと思っています」

5. 本件現場の施主が依頼した工事監督人である設計士は、「今回の現場はとても時間を要した物件であった。一般住宅の施工にはマニュアルがあるが、当方は既製品ではなく、原材料から加工する等の注文住宅の施工を主としている。今回の現場も注文住宅であったが、このような仕事は初めてだったので、収まり関係は通常と違うので、手間取るのは当然だったと思う。通常の現場の難易度を100とすると、120程度の難しさがあったと思われる」と述べています。



本件現場が非常に過酷な労働条件であったことは、亡太郎さんの雇主や亡太郎さんの奥さんが認めているのみならず、施主より工事の監督を依頼された設計士もそれを認めています。

6. 亡太郎さんは、平成20年（2008年）5月24日に本件現場で倒れる以前より本件現場を担当していたことによって、著しい精神的緊張や過重負荷を強いられていました。このことが、平成20年（2008年）5月24日の脳動脈瘤破裂、くも膜下出血を発症させる原因となっていたのです。

平成20年（2008年）5月24日は、本来であれば亡太郎さんの休日であるのに、工事監督の設計士の都合で、亡太郎さんは休日を返上して午後1時頃から午後6時30分頃まで全く休憩を取らずに設計士らと打合せを強行しました。

雇主は、「その日の打ち合わせが終わったのは、午後6時半頃でしたが、帰宅しようと車に乗ろうとしたところ、太郎さんから『吐き気がする。少し休ませてくれ』と言われました。私が見た感じでも、とても具合が悪そうでしたので、その場の道路で休んでもらうことにしました。それから少し時間が経っても、太郎さんの具合がかなり悪そうでしたので、私が太郎さんに『病院に行くか？』と話しかけたところ、太郎さんは『時間がかかるから、救急車がいい』と言ったため、私の携帯電話から救急車の要請をしましたし、その後、太郎さんの奥さんにも連絡をしました」と供述しています。

7. 平成20年（2008年）5月24日の亡太郎さんの脳動脈瘤破裂、くも



膜下出血の直接の原因は、平成20年（2008年）5月24日の過重労働によるものであることは明らかです。さらに、平成19年（2007年）4月から取りかかった本件現場の棟梁としての精神的緊張や過重労働が重なり、脳動脈瘤破裂、くも膜下出血に至ったもので、精神的緊張や過重負荷の程度が自然経過を超えて、脳動脈瘤破裂、くも膜下出血に至ったものであり、労災と認定されなければならないと確信します。

太郎さんは、平成20年（2008年）5月25日午後5時13分に死亡しました。

8. 亡太郎さんの奥さんは、労災保険金の支払いを求め、**一関労働基準監督署長に保険給付請求**をしました。しかし、一関労働基準監督署長は、「**労災には当たらない**」として労災の認定はしませんでした。

亡太郎さんの奥さんは納得できず、**盛岡の労働者災害補償保険審査官に審査請求**をしました。しかし、そこでも労災は認定されませんでした。それでも亡太郎さんの奥さんは納得できず、**東京の労働保険審査会会長に再審査請求**をしました。ここでも、いろいろ取調べはありましたが、労災の認定を受けることはできませんでした。ここまでは、**厚生労働省の管轄**です。いわば、**行政官庁の管轄**です。

9. ここから先は、**裁判所の管轄**となります。

亡太郎さんの奥さんは、行政官庁の判断では納得しきれず、私を頼んで司法裁判にしました。



私は国に対して、労災保険金を支払うように裁判を提起しました。この裁判に対して、国が出してきた答弁は、最初に述べたようなものです。つまり、「亡太郎は、年齢的にも膜下出血の好発年齢であり、さらに亡太郎には、喫煙習慣と定期的な飲酒を行っていたという2つの私的危険因子が存在している。大工の棟梁（現場責任者）として責任ある立場ではあるが、精神的緊張や過重負荷の程度が自然経過を超えて、脳動脈瘤を破裂させうる程度に特に著しかったとは医学的に認めがたい」というものです。

10. 勤務先や勤め人は、**万が一、労災事故が発生した場合に、労災保険給付を受けるために、保険を掛けて備えている**のです。それにもかかわらず、タバコを吸っていたとか、飲酒をしていたとか、好発年齢であるとかの理由をつけて、**労災保険金を支払わない工夫をする国**とは、一体どのようなものなのでしょう。 「全く病気の因子がない人」などいないわけで、それを理由に「労災保険金を支払わない」とする国の態度については、納得しかねます。

亡太郎さんの奥さんのみならず、雇主も、亡太郎さんの奥さんに労災保険金を支払ってもらいたいと思っています。

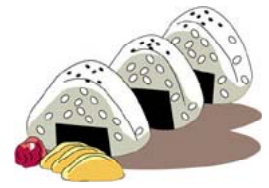
まだ盛岡地方裁判所の判決が出ていませんので、これから先どのような展開になるのかわかりませんが、高等裁判所もあり、最高裁判所もあります。

国から給料をもらって戦っている人はいいでしょうが、亡太郎さんの奥さんは、肉体的にも精神的にもつらい立場に立たされ、大変な思いをしておられます。何とか救済してやりたいものです。





～ 人工透析 丸一年 ～



人工透析に入ったのは、平成23年（2011年）3月30日でした。今日で丸一年が経過しました。

人工透析に入ってから、たくさんの思い出があります。中でも、人工透析中に食べる家内の作ってくれる弁当が**何よりの楽しみ**です。夕方4時過ぎから夜9時頃まで、月・水・金曜日の3日間、人工透析をしていますが、その間の弁当を食べる時間は、まさに**至福の時**です。

子供の頃は欠食児童で、昼食時間には家に帰って豆とか芋とかおからなどを食べて代用食で済ませ、いわゆる「昼下がり」をしたものです。農家の子供達は、アルミの分厚い弁当にぎっちり麦飯を詰め込み、味噌漬けや梅干しを入れて、箸で持ち上げるようなボリュームのある弁当を食べていました。それをチラリと横目で見ながら、「昼下がり」をしたものです。

そんな農家の子供達の弁当を、一度でいいから食べてみたいというのが夢でした。この年になっても、その夢は見続けております。「しょっぱいものを食べてはいけない」と言われていますが、味噌漬けの弁当と梅干しの弁当は、「最も食べたい食べ物」です。

味噌漬けや梅干しは少ししかありませんが、子供の頃の夢を、家内は人工透析の弁当で叶えてくれました。もう一年にもなるというのに、家内の作ってくれる弁当は、全く飽きることがありません。だいたい、夕方6時頃から食べ始めるのですが、じっくり時間を掛けて、楽しみながら食べています。この弁当を食べら

れるだけで、人工透析をやっている価値があります。

夜、人工透析を受けている患者仲間の皆さんは、病院が準備してくれる夕食を食べるのが一般的です。私は、看護師さんに「いつも**愛妻弁当**ですね♪」などと冷やかされながら、家内の弁当を楽しんでおります。

人工透析に入る少し前でしたが、日本歯科医師会副会長だった遠藤隆一先生が、「房子のおにぎりは日本一だ！」と、奥様である上野倫理法人会会長の房子先生が作る「おにぎり」を絶賛していました。「房子先生なら、絶品のおにぎりを作るのだから♪」と憧れています。隆一先生は、「千葉県内の沼などに釣りに出かける時、房子が握ってくれたおにぎりやゆで卵等を持って出掛ける。ゆっくりと釣り糸を垂らしながら、これらを食べる時は、正に『生きている』と幸せを感じる」と仰っていました。

人工透析は、端から見ると「つらいだろうな」と思われるでしょうが、家内の弁当のお陰で、人工透析は一つもつらくありません。時々、遠藤先生ご夫妻を思い出しながら、楽しい時間を過ごしております。

そうそう、そう言えば、遠藤先生ご夫妻の影響で、私の透析弁当はいつも「おにぎり」です。家内の料理は、人に自慢することができるかどうかはわかりませんが、私の好みから言えば、物凄く口に合います。この料理のため、家内と繋がっているみたいなものです。食は、まさに私達夫婦の「絆」なのです。

人工透析をしていて、次に楽しいことは「本書き」です。何せ、正味4時間、透析時間があります。準備なども入れると、4時間半はかかります。この時間を有効に使わなければ損です。打合せもなければ、電話もありません。全部自分の好きなように時間が使えます。この頃慣れてきて、耳栓を使って外部の音を遮り、自分だけの世界に没頭しています。お陰様で、透析中に何冊かの本が書けました。透析を開始する前以上に、どんどん本が書けております。





平成23年（2011年）3月11日には、東日本大震災がありました。それだけでもショックでしたが、長く仕事をしていた三陸沿岸部は、巨大津波に襲われ、多くの友人、知人が亡くなりました。昨日まで私の目の前で笑っていた仲間が、何人も亡くなったのです。私の兄家族も宮城県気仙沼市在住であり、一時は連絡が取れず、場所柄「亡くなったに違いない」と思ったこともありました。

そんな状況の中で透析療法を開始し、週3回の透析を続けてきました。親しい人が突然亡くなってしまい、「透析など続けていてもいいのだろうか」などと複雑な思いでおりました。その後、事務所を訪ねて来てくれた多くの方々が、親や子、祖父母や兄弟を失った話を、つらさを乗り越えてしてくれました。ショックでした。生きていることが嫌になるほど、つらい気持ちになりました。

しかし、時間が経つにつれて、「何かしなければ」と考えるようになりました。そこで、下手くそではありますが、川柳や狂歌を書き残すことにしました。

それらを、『大震災・巨大津波を詠む』と題して一冊にまとめ、平成23年（2011年）8月25日に自費出版しました。他人様に読んでもらうような本ではありませんが、千年に一度とも言われる大震災・巨大津波の思い出を「文字によるアルバム」のつもりで綴ってみました。

駄作ではありますが、意外とお読みになった皆様からは「あれは名著だ」とお誉めの言葉を数多く頂戴しました。高名な先輩弁護士からは、「後世まで残る本だ」と、思いもかけぬお言葉をいただきました。大変勇気づけられました。

透析に入る前年の平成22年（2010年）から『兄 ―庶民の戦中・戦後史―第1巻 幼年時代』を書き始めていたのですが、平成23年（2011年）11月30日、透析中にこれを発刊することができました。387頁にわたる作品は拙著の中では比較的大作ですが、透析のお陰で無事に完成しました。

『兄』の第1巻ですから、幼年時代だけに限られています。第1巻は、兄が生まれた昭和13年（1938年）1月8日から、兄が小学校1年生を修了し、釜石を離れた昭和20年（1945年）3月までの間に限りました。

これから、兄の少年時代、つまり小学校2年生から中学校を卒業するまでを『兄』の第2巻として発刊したいと考えています。その後も、兄の半生を書き続けたいと思います。これは、私の**ライフワーク**になりそうです。

食事療法中に食事療法に関する川柳や狂歌を詠んでいましたが、これも透析中に書き上げることができました。5月頃には皆様にもご披露できるものと思います。

食事療法は、単に医療に^{とど}止まらず、人生そのものです。私は、出浦先生が指導して下さる食事療法があったからこそ、今こうして透析療法を楽しむことができしております。出浦先生の指導して下さる食事療法がなかったら、こんなに楽しい透析療法にはなっていなかったと思います。

食事療法もそうですが、透析療法もやってみると大変楽しいものです。

透析療法に入って私が大きく変わったのは、本を読むようになったということです。私は仕事で必要な本は読んでいましたが、仕事に関係のない本は全くと言っていいほど、読みませんでした。本もいくらか書きましたが、透析の時間は読書に最適です。本を書くことに飽きたり、本を読みたいと思ったりした時は、仕事の本以外を読むようにしました。

執筆担当の事務局の泉洋美さんが、私が興味を持ちそうなジャンルの本をいろいろと取り寄せ、準備してくれていました。偉人、文人の本はどれも素晴らしい本ばかりですが、敢えて挙げれば、「釈迦」の本と「孔子」の本が**双璧**でした。

釈迦の教えには素晴らしいものが数限りなくありますが、誰かが言った釈迦の教えに、「**㊦** **㊧** **㊨**。つまり、**㊦**・でたらめ、**㊧**・あきらめ、**㊨**・いい加減」



という教えがあります。これは、「物事には決められた法則はない。考えても仕方ないことはあきらめて考えるな。いい湯加減、いい塩梅あんばいが大事だ」という教えです。正にこのとおりだと思います。人生を言い尽くしていると思います。

孔子の教えもまた、素晴らしいものが数々ありますが、敢えて一つだけ挙げるとすれば、「今なんじ、女は画かぎれり」（今女画）という言葉です。つまり、「自分で自分の限界をあらかじめ設定して、やらない言い訳をしている」と、孔子は弟子を断じたそうです。

孔子は、高齢にもかかわらず、迫力満点です。「自分自身に限界を設け、あらかじめ言い訳をして、全力を尽くすことから逃げた」と、やる気のない弟子をきゅうだん糾弾したのです。この言葉には、大変感銘を受けました。

「透析に入ったらどんなに大変だろうか」と思っていました。このように見てくると、意外と透析も楽しいものです。「つらいと思うか、楽しいと思うか」は、要は「考え方」です。**楽しいと思えば、楽しくなるのです。**

禅の言葉に、「壺こちゅうじつげつながし中日月長」という言葉があるそうです。何をしても無制限にやりたいことができるわけではありません。生きていること自体が、いろいろな制約の中にあるのです。「制約をいかに楽しんで生きるか」ということが大事なのです。

透析という、かつては何が何でも避けたいと考えていたことを、今では嘘のように楽しんでおります。

平成24年（2012年）6月28日には、家内から腎臓を一つもらって腎移植を受けようと考えておりますが、透析がつらくて腎移植を受けるというものではなくなりました。糖尿病性腎症は、そのままにしておくと短命に終わることははっきりしておりますので、家内から命を一つもらって、できるだけ長く生きて、皆さんのお役に立ちたいと思っているからです。

